

||||||||||||||||||||
原著論文
||||||||||||||||||||

観光消費額調査の問題点と統計手法に関する研究

海老澤 昭 郎

(長崎国際大学 人間社会学部 国際観光学科)

The Problems of the Statistics about Tourism Consumption and
Their Statistical Methodology

Akio EBISAWA

(Dept. of International Tourism, Faculty of Human and Social Studies,
Nagasaki International University)**Abstract**

EBISAWA (2014) explains the importance, the issue, the research techniques of the statistics about tourists. This article explains the statistics about tourism spending.

Tourism spending and the number of tourists must be investigated at each Level such as national, prefectural, municipal, organizational, because WTO and JAPAN TOURISM AGENCY set [TOURISM NUMBERS (real numbers) × TOURISM CONSUMPTION UNIT PRICE = TOURISM SPENDING].

This article explains the techniques of JAPAN TOURISM AGENCY, JAPAN TOURIST ASSOCIATION, and "Sasebo city sightseeing customer consumption amount survey in 2007". The author concludes that rather than conforming to a standardized methodology, tourism bodies could benefit from developing more meaningful methodologies.

Key words

The STATISTICS about the NUMBER of TOURISTS, The STATISTICS about the TOURISM CONSUMPTION, WTO, JAPAN Tourism Agency

要 旨

観光統計（観光客数および観光消費額）に関して、海老澤（2014）が『観光客数統計の問題点と統計手法に関する研究』として観光客数統計の重要性や問題点、集計手法について論じている。本論は海老澤（2014）に続き観光消費額について論ずるものである。

観光消費額も観光客数も、「国」、「都道府県」、「市町村」、「観光ポイント」それぞれの調査主体が、それぞれにとって「意味のある統計」、つまり、統計として利用することのできる統計を調査し推計すべきであることは同様である。それは、WTOも観光庁も観光消費額推計では $\text{観光客数 (実数)} \times \text{観光消費単価} = \text{観光消費額}$ を基本にしていることから明らかである。この式の中の、観光客数（実数）を推計するのは「国」、「都道府県」、「市町村」、「観光ポイント」それぞれの調査主体であり、観光消費単価もそれぞれの調査対象ごとに調査する必要があるからである。本論では「国」、「都道府県」での観光庁及び日本観光振興協会の調査手法をふまえ、さらに、2007年に佐世保市で実施した『佐世保市観光客消費額調査』での調査手法をベースに「市町村」での推計手法について論じた。なお、「市町村」にはそれぞれの観光特性がある。したがって「市町村」ではその観光特性に対応できる調査手法が必要である。そして調査手法を標準化させるのではなく、各「市町村」にとって「意味のある統計」にするべきである。

キーワード

観光客数統計、観光消費額、WTO、観光庁

はじめに

本論文の目的は、「国」、「都道府県」、「市町村」、「観光ポイント」の観光消費額の推計手法、特に「市町村」の観光消費額調査に関して、私が佐世保市で行った調査での推計手法をベースにその推計手法を提案することにある。

観光消費額は「国」、「都道府県」、「市町村」、「観光ポイント」にとって観光地経営、観光政策、そして説明責任を果たす上で重要なデータである。ただ、「意味のある統計」なのかという点では疑問が残る。また、「国」、「都道府県」レベルでの調査が動き出したのも2004年以降のことである。

例えば、「国」レベルでは国土交通省の『旅行・観光消費動向調査』が2004年から承認統計として実施されており、発地での国民に対するアンケート調査によって旅行回数や観光消費額を調査している。

「都道府県」レベルでは、2010年に観光庁の『観光入込客統計に関する共通基準』（以下『共通基準』とする。）がまとめられ「都道府県」において導入が進みつつある。『共通基準』は都道府県内に調査対象とする観光地点を設定し、そこでの全数調査とアンケートによる重複立寄りパラメータを求め、「都道府県」としての実数および観光消費額を推計しようとするものである。

『旅行・観光消費動向調査』も『共通基準』もWTO（世界観光機関）のTSA（旅行・観光サテライト勘定）に準拠している。

また、「観光ポイント」は観光消費活動の現場でもあり、それ自体が有料の施設、周辺の飲食施設や土産品店などであり、売上＝観光消費額となるため、従来から入場料収入、宿泊費、飲食費、土産品費などの売上としてカウントされてきている。

問題は「市町村」である。

観光消費額推計に関する基本的な考え方は

$\text{観光客数 (実数)} \times \text{観光消費単価} = \text{観光消費額}$

である。これは、「国」の『旅行・観光消費

動向調査』も発地側から国民の観光客数（実数）と観光消費単価を調査しており、「都道府県」の『共通基準』も都道府県内の観光ポイントで観光客の全数調査を行い、アンケート調査で重複パラメータを求め、観光客数（実数）と観光消費単価を推計している。

したがって「市町村」も「市町村」というエリア内で観光客が何人発生したのかを調査し、その平均観光消費単価がわかれば、

$\text{観光客数 (実数)} \times \text{観光消費単価} = \text{観光消費額}$

として推計することができる。つまり、観光客数（実数）と観光消費単価さえわかれば観光消費額は計算できる。

観光客数（実数）の調査方法に関しては、海老澤（2014）で「国」、「都道府県」、「市町村」、「観光ポイント」とりわけ「市町村」と「観光ポイント」での観光客数調査の手法について論じている通りである¹⁾。

なお、後述する『佐世保市観光客消費額調査』では兼観光を含む観光客を対象としているが、出張・ビジネス客については対象としていない。これは、財団法人日本交通公社研究調査部の塩谷英生氏が塩谷（2005）で指摘しているように、2010年度以前は、観光客数に出張・ビジネス客を含めていなかったためである²⁾。ところが現在では、WTOも観光庁も出張・ビジネス客を観光客に含めることとしているため、本稿では、出張・ビジネス客も含めた「市町村」の観光消費額調査について論ずることとした。なお、「市町村」には佐世保市のようにハウステンボスのような巨大な観光施設があるところもあり、「市町村」ごとの観光特性に対応した調査手法（調査項目）が必要である。

1. 観光消費額調査の重要性

観光統計の整備に関して観光庁参事官の神山裕之氏は神山（2013）で次のように述べている³⁾。

『観光分野において、いわゆるKKD（経験・

勘・度胸)が限界に達し、政策立案やその効果検証において、アカウントビリティ(会計責任・説明責任)の観点から客観的な指標が求められるようになってきた。そして、2006年12月に制定された観光立国推進基本法第25条(国は、観光立国の実現に関する施策の特定及び実施に資するため、観光旅行にかかわる消費の状況に関する統計、観光旅行者の宿泊の状況に関する統計その他の観光に関する統計の整備に必要な措置を講ずるものとする)と平成24年3月に策定された観光立国推進基本計画で「観光に関する統計の整備」として、経済センサスと連動した「観光地域経済調査の実施」、「観光入込客統計に関する共通基準」の全都道府県での導入、「多様化する宿泊形態の把握」、「観光統計の利活用の推進」の4点が観光統計整備の項目として挙げられている。』(1頁)

ここで注目すべきは「経済センサス」である。センサスとは全数調査あるいは大規模調査のことであるが、要は経済面での全数、つまり、観光消費額の全数(総額)を調査することが重要だということが観光立国推進計画で指摘されているということである。

また、塩谷(2005)は、「2003年の小泉総理の「観光立国宣言」により観光振興が経済活性化策の柱として位置づけられるようになった」とし、経済効果の推計に関して次のように述べている²⁾。

『経済波及効果をごく簡単に図式化すれば、①旅行者数、②旅行消費単価、③域内調達率(および域内付加価値率)の相乗によってとらえることができる(ここで①×②は旅行消費額である)。したがって、経済効果を推計するには、これら3項目に対応する統計データが必要であり、そうしたデータが用意されていない場合には自ら調査を行う必要がある。』(17-18頁)

この場合の旅行者とは観光客に出張・ビジネス客を含めた広義の観光客を意味しているが、旅行者数と旅行消費単価がわかれば経済効果までは推計できるということである。

なお、塩谷(2005)のいう③の域内調達率、つまり、経済波及効果に関しては日本観光振興協会が1999年にまとめた『観光地の経済効果推計マニュアル』で「市町村」の観光消費額の経済波及効果についてその手法を提案している。そしてその中で、ほとんどの「市町村」で整備されていない産業連関表の使用を前提とし、その代替策として都道府県の産業連関表での推計を行うこととしている。これでは「市町村」の経済波及効果までの推計は難しいと言わざるを得ない。また、経済効果の波及に関して、国土交通省総合政策局が『我が国の旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究Ⅳ(2004年)』で直接効果(総観光客数×観光消費単価)⇒観光消費による生産誘発効果⇒家計迂回効果という観光消費による生産波及効果フローを提示した。ただ、これもまず第1に、正確な直接効果が測定されて初めて「意味のある観光経済波及効果調査」になるのであって、これをもって観光経済波及効果が測定できるようになったと考えることはできない。経済波及効果に関して徳田(2009)が『彦根市観光における観光消費額及び経済波及効果』として国土交通省の提唱する乗数理論に基づく調査事例を報告している⁴⁾。

しかし、「市町村」の場合、食材等を他の「市町村」、場合によっては他県や海外から調達し、従業員は近隣の市町村に住み、住民税は近隣市町村に納付し、さらに近隣市町村で消費活動の大半を行うとすると、「市町村」内で発生した観光消費は費用や給与という形で他の市町村に流出してしまうので、経済波及ではなく経済流出となってしまう。

本稿ではまず直接効果である観光消費額調査について論ずることとした。

2. 観光消費活動の範囲

観光客の支出をどこまで入れるかという問題である。もちろん、「その他」とか「雑費」という項目があればすべてが含まれるということにはなる。そして、「国」、「都道府県」についてはすでにフォーマットができていて言及しないが、「市町村」は「市町村」ごとにいろいろな調査項目があってしかるべきである。たとえば佐世保市であれば、ハウステンボス等の施設ではいくら使ったのか、四ヶ町ではいくら使ったのかなど佐世保市独自の調査項目があると考えられる。これについては『佐世保市観光客消費額調査』のところで解説しているが、できるだけ多くの項目に細分化し、必要に応じて組み合わせるほうが使い勝手がいい。つまり「意味のある統計」になる。

そして、出張や業務での旅行を観光消費に入れるのかどうか、という根本的な定義の問題もある。WTO（世界観光機関）のTSA（旅行・観光サテライト勘定）では出張・業務旅行も観光客数に入れることとしている。これについて、塩谷（2005）では「日本観光振興協会の推奨する統一手法が、これまでの都道府県入込客数の時系列的データを尊重することに気を使い、旅行の定義に多くのあいまいさを残している」とし、「出張・業務旅行を対象としているのかしていないのか定義づけられていない」（19頁）と指摘している。さらに塩谷（2005）は『観光白書（国土交通省）』、『旅行・観光消費動向調査（国土交通省）』、『旅行動態調査（国土交通省総合政策局）』、『観光の実態と志向（日本観光振興協会）』でも観光消費額を調査しているものの、すべて観光目的（狭義）であり、観光消費額に出張・業務旅行が含まれておらず、さらに、我が国の「都道府県」における観光客入込統計の実施要領において、「観光客には出張・業務旅行」を含まないという趣旨の文章が書きこまれている。と指摘している⁵⁾。（20頁）

出張・ビジネス旅行であっても、ホテルや旅館などの宿泊施設は代表的な観光施設であり、

観光産業である。そして、この点に関しては前述のとおり、2010年の観光庁の『観光入込客統計に関する共通基準』により、「都道府県」レベルについては観光客に出張などのビジネス客を含めることになっている。

ただ、出張・ビジネス客、特に日帰り客の把握は困難である。

宿泊客であればホテル等宿泊施設という観光産業との接点がある。そして、アンケート等で旅行の目的を聞き取れば宿泊客に対する出張・ビジネス客の割合やその消費額も推計できる。しかし、日帰り客となると、観光との接点がないケースが多い。また、観光消費額も昼食代と地下鉄やバスなどの交通費ということでは推計が不可能であるし消費額も限定されている。

観光庁の『共通基準』でも、その7頁に統計量に関する留意事項の記載があり、出張・ビジネス客に関して、「宿泊客については観光目的の旅行者と同程度の精度の高い数値としているが、日帰りについては観光地点で実施するパラメータ調査により把握されるビジネス客が対象となるため、必要十分なサンプル数を確保できないことが予想されるため誤差が大きな数値となる可能性があることに留意化する必要がある」としている。つまり、「都道府県」の調査は観光地、（観光ポイント）での調査であるため、そこに立ち寄らず、かつ宿泊もしない出張・ビジネス客の把握は難しいということである。

3. 観光消費額調査の現状

(1) 「国」

「国」としての観光消費額は、日本国民によるものと外国人によるものを合算する必要がある。

なお、観光消費額関連の統計には、日本国民の発地サイドからの調査として観光庁の『旅行・観光消費動向調査』と日本観光振興協会の『観光の実態と志向調査』がある（以降、観光消費と旅行消費という言葉が混在するが、それぞれの調査での表記を優先して使用する）。

また、外国人観光客については、観光庁が『訪日外国人消費動向調査』を毎年四半期毎に実施しており、直近の2013年の旅行消費額は1兆4,167億円と推計されている。

① 『旅行・観光消費動向調査』

これは旅行・観光にかかる消費額を算出するための統計調査で、発地側から国内の観光需要の量を測ろうとするものである。旅行消費額がもたらす経済効果の推計を目的として、20～79歳の日本国民から標本を抽出し郵送調査を四半期ごとに行うものである。調査対象者数は12,500人×4回で年50,000人にのぼる。特徴は旅行中の消費だけでなく、旅行前後のガイドブックや旅行用かばんの購入また、衣服のクリーニング代や写真の現像費用なども含めている点である。2006年から実施されている。この『旅行・観光消費動向調査』の統計手法にはWTOによって国際基準として定められている「旅行・観光サテライト勘定(TSA)」が使われている。

結果として2014年3月に発表された同調査報告書によれば、2012年の国民一人当たり2.47回

の宿泊旅行と2.33回の日帰り旅行が行われ、国内での観光消費額は22.5兆円。さらに直接効果を含む観光消費がもたらす生産波及効果を46.7兆円としている。

② 『観光の実態と志向』調査⁶⁾

日本観光振興協会が毎年実施しており、2013年3月に公表された報告書によると2012年度におけるすべての種類の平均宿泊旅行回数(国内旅行のみ)は1.43回で、1年間に支払った団体旅行を除く宿泊観光旅行の費用は、以下の通り。

- ・ 宿 泊 費 17,700円
- ・ 交 通 費 13,580円
- ・ 土 産 代 4,560円
- ・ 観光行動費 9,720円
- 計 45,560円

この数値は、調査対象が15歳以上(『旅行・観光消費動向調査』では20～79歳)となっている。また、観光客数(実数)を推計するための国民一人あたりの旅行回数も①の『旅行・観光消費動向調査』と単純に比較すると平均宿泊旅行回数で2.47回と1.43回で1.04回もの違いが出てきて

表1 国内旅行(宿泊・日帰り)、海外旅行(宿泊)旅行経験率・平均旅行回数・旅行単価平均泊数資料

	旅行経験率 (%)	旅行平均回数 (回/人)	旅行単価 (円/人回)	平均泊数 (泊/人回)
国内旅行 宿泊計	64.80	2.47	47,444	2.27
同観光レクリエーション	54.53	1.35	52,938	1.59
同帰省・友人訪問等	27.87	0.72	39,148	3.21
出張業務	8.98	0.41	43,923	2.84
国内旅行 日帰り計	50.14	2.33	14,972	—
同観光レクリエーション	43.16	1.54	15,211	—
同帰省・友人訪問等	16.03	0.36	15,607	—
出張業務	7.60	0.43	13,587	—
海外旅行 宿泊 計	8.52	0.14	242,340	6.48
同観光レクリエーション	7.10	0.10	240,941	5.55
同帰省・友人訪問等	0.92	0.01	231,738	8.67
出張業務	1.10	0.03	250,122	8.27

資料：『2014旅行・観光消費動向調査』報告書をもとに筆者作成

いる。

なお、『観光との実態と志向』調査では全国内の宿泊旅行の15.0%を占める団体旅行の費用の内訳に関する記載がないため、45,560円に日本の人口1億2713.6千人を乗じた5.5兆円を宿泊観光旅行の全観光消費額とするわけにはいかない。また、日帰り観光旅行や旅行前後の支出である旅行カバンの購入や旅行後の現像代やクリーニング代が含まれていないため、先の観光庁の調査結果と比較することはできない。

(2) 都道府県

「都道府県」レベルでは、日本観光振興協会が、全国の観光統計の統一のために1996年に『全国観光客数統計』をまとめ、さらに2010年に観光庁が観光客数及び観光消費額調査手法に関する『観光入込客統計に関する共通基準』（以下、『共通基準』）を示した。

『全国観光客数統計』の骨子は次の4点。①都道府県レベルで観光客数のダブルカウントを排除し実人数を求め、総観光客数とすること。②総観光客数から宿泊客数（ひとりの人が何泊しようともひとりにカウントする）を引いたものを日帰り観光客数とすること。③観光客を県内日帰り観光客と県内宿泊観光客、県外日帰り観光客と県外宿泊観光客の4タイプに分類すること。④観光消費額は前述の4タイプの観光客ごとにアンケート調査による平均値を算出し、それをそれぞれの観光客数に乗じて計算すること。ただし、出張・ビジネス客は含んでいない。

これに対して観光庁の『共通基準』では出張・ビジネス客も旅行者として観光客に含めている。これまで出張・ビジネス客をあえて排除してきた観光客という概念が、旅行者として出張・ビジネス客を含む国際標準となった点は評価できる。

『共通基準』も「都道府県」ごとの観光入込客数、観光消費額単価、観光消費額の推計をするための基準である。そのために、四半期毎に都道府県内の観光地点およびイベントに訪れた

人数を調査し、さらにここで観光客を対象に訪問地点数、観光消費額をサンプル調査している。そして「都道府県」としての観光客数実数と観光客消費単価を、県内/県外・宿泊/日帰り別、つまり、4タイプの観光客毎に推計しようというものである。

ただ、『共通基準』でも出張・ビジネス客、とりわけ日帰りの出張・ビジネス客については、必要十分なサンプル数を確保できないことが予想されるため誤差が大きな数値となる可能性を留意点としてあげている。

なお、2012年10月発行の『全国観光動向』によると、5都道府県が日本観光振興協会の『全国観光統計基準』、7都道府県が観光庁の『共通基準』による観光消費額を推計している。さらに独自の手法による実数を推計しているところが20都道府県、計32都道府県が推計方法は異なるものの観光消費額を推計している。ただ、観光客数も実態が把握しきれていない状況で観光消費額、つまり「都道府県」での観光消費額を推計しているのか疑問がある。たとえば『共通基準』の東京都の観光消費額が4兆5,365億円に対して、独自の集計をしている神奈川県は2,914億円と僅か6.4%となっている。

1) 大阪府の観光消費額調査

海老澤（1999）は『全国観光客数統計』に基づいて実施した『大阪府観光統計調査』を解説している⁷⁾。(32-36頁)

『大阪府観光統計調査』では大阪府を「北大阪」、「東部大阪」、「南河内」、「泉州」、「大阪市」の5地域に分けそれぞれの観光客数と宿泊と日帰りの内訳を推計している。そして、観光動向等の特性分析として、観光客の発地（府内/府外率）、観光統計の重複調整、観光消費額等のパラメータをもとめた。

結果として大阪府全体の観光客数は12,794万人で、宿泊客は770万人（外国人観光客107万人を含む）、日帰り観光客12,024万人、さらに、府外観光客数5,820万人、府民観光客数6,974万人

と推計している。

観光消費額は5地域毎に平均観光消費額を推計し、宿泊観光客では大阪市を除く4地域平均で69,430円。大阪市が56,000円。日帰り観光客は4地域平均で4,389円、大阪市10,000円と推計されている。

結果、大阪府の観光消費額は全体で1兆5,368億円、波及効果を合わせて2兆2,139億円と推計している。これは大阪府内の百貨店の売上1兆3,113億円を若干上回る大きな数字となっている。

なお、大阪府ではこの手法を踏襲しており2010年の観光消費額は全体で2兆1,915億円としている。

この統計手法は前述の『全国観光客数統計』に準拠したもので、特に、観光客を府外宿泊客、府内宿泊客、府外日帰り客、府内日帰り客に4分類しそれぞれの観光客数と観光消費単価を調査し、それを乗じていくという手法である。

2) 2013年長崎県観光統計

長崎県は、出張・ビジネス客も含んだ観光庁の『共通基準』による統計を行っている。

県内を①長崎・西彼ブロック、②佐世保・西海・東彼・北松ブロック、③平戸・松浦ブロック、④諫早・大村ブロック、⑤島原半島ブロック、⑥五島ブロック、⑦壱岐ブロック、⑧対馬ブロックの8ブロックに分け、それぞれの中の調査観光地点を定め観光客数と観光消費額を集計している。

結果、2013年の観光消費額は3,316億円で内、日帰り客が1,526億円（一人当たり1日の平均消費単価7,673円）、宿泊客が1,790億円（同22,266円）となっている。

3) 市町村

「市町村」には政令指定都市から村までが含まれ、その規模の差は大きい。また、都市型、リゾート型、温泉地型、宿泊型、日帰り型、自然資源型、観光施設型など観光地としての構造

も異なり、近隣市町村の構造・状況によっても観光構造・客層が変わってくる。そもそも「市町村」の中には観光地としての体裁を整えていないところもたくさんある。一方で東京23区や大阪市、横浜市・京都市などの政令指定都市は日本の代表的な観光地でもある。このような政令指定都市と観光地としての体裁も整えていない「市町村」を一律に「市町村」として論ずることは不適切である。政令指定都市や県庁所在都市は「都道府県」と同じように『共通基準』に準拠すべきであると考えられる。「市町村」として観光消費額を推計すべきは、たとえば佐世保市のような観光ポイントや宿泊施設などの観光産業を抱える「市町村」である。

そして、「市町村」の観光消費額調査も基本は、 $\text{観光客数 (実数)} \times \text{観光消費単価} = \text{観光消費額}$ ということになる。この点は「都道府県」を対象とした『共通基準』と同様である。

4) 観光ポイント

ハウステンボスやパールシーリゾート（以下、パールシー）のような観光施設では基本的に売上＝観光収入となる。また、自然資源や園地などでは飲食店や土産品店、売店や自販機などの売上が観光消費額となる。

問題なのは、佐世保でいえば四ヶ町や五番街などである。もちろん売上はわかるが、それが観光客による観光消費なのか住民による日常的な消費活動なのかの区別が難しい。

調査にあたっては、客に「住民なのか観光客なのか？」という属性を聞き取り調査し、客の中の観光客の割合を調べ、さらに観光客に消費額を聞き取り調査することになる。

ある商店街を例にすると以下のようなになる。

確かな数字として把握できるのは、全体の売上である。仮にある日の商店街全体の売上が1,000万円（A）であったとする。そして商店街でのアンケート調査の結果、観光客（出張・ビジネス客含む）の割合が20%、観光客の平均消費額が5,000円（B）であったとする。観光客以外つ

まり住民の割合は80%となるが、その平均消費額が2,500円（C）であったとする。全体の客数を（D）とすると

$$5,000円 \times 0.2(D) + 2,500円 \times 0.8(D) = 10,000,000円 \text{となり、}$$

$$1,000(D) + 2,000(D) = 10,000,000円$$

$$(D) + 2(D) = 3(D) = 10,000円$$

つまり、全体の客数(D)=3,333人となる。

そして、観光消費額(F)=5,000円×0.2×3,333人=333万円と推計できる。

要は五番街のような集合商業施設や四ヶ町のような商店街では観光客の割合と観光客の平均消費額及び観光客以外の平均消費額を聞き取り調査すれば、全体の客数も観光客数も、そしてそれぞれの消費額も推計できるということである。

4. 「市町村」における観光消費額調査

「市町村」における観光消費額調査でも、

$$\boxed{\text{観光客数 (実数)} \times \text{観光消費単価} = \text{観光消費額}}$$

が基本である。ただ、パッケージツアーや団体旅行では、自分で支払っていないためわからない場合もあるし、総額はわかっていても宿泊料金や入場料、昼食代などの内訳は観光客自身ではわからないこともある。そのため、旅行業者や宿泊業者、飲食業者などの観光事業者から単価を聞き取り調査する必要がある。

(1) 事例 佐世保市観光客消費額調査

『佐世保市観光客消費額調査』は佐世保市というエリアでの観光消費額を推計しようとするもので佐世保市からの委託調査として2006年に実施した。受託調査であるためその結果である数値については公表できないが、その調査手法を事例として解説する。

ただし、この事例では、出張・ビジネス客を対象としていない。ハウステンボスまたはパールシーを訪れた観光客が調査対象であるため、出張・ビジネス客であっても2つのうち一つでも訪れていれば含まれていることになるが、市

内の宿泊施設に泊まっても仕事をして帰ってしまう純粹な出張・ビジネス客については、宿泊施設で出張・ビジネス客の割合を調べるなど別途調査が必要になる。

1) 調査の概要

実施期間：2006年2月から2007年1月

月1回

調査手法：ハウステンボス及びパールシーの出口等で帰ろうとする訪問客にアンケートを手渡し、後日郵送依頼アンケート配布枚数
@500枚×2か所×12回 12,000票
回収サンプル数

ハウステンボス分 1,403票

パールシー分 1,219票

アンケート票は日帰観光客用と宿泊観光客用を合わせて封入し、帰宅後、記入・投函していただいた。

考え方は、

$$\boxed{\text{観光客数 (実数)} \times \text{観光消費単価} = \text{観光消費額}}$$

を観光消費額調査の基本とし、まず第一に佐世保市というエリアに何人の観光客が発生しているかについての調査を行った。その際、観光客であれば必ず訪れるであろう「観光ポイント」としてハウステンボスとパールシーの2か所を選定し、それぞれの観光客数（実数）を測定した。当然重複があるため、ハウステンボスを第1順位、パールシーを第2順位とし、ハウステンボスとパールシーを重複して訪れた観光客はすべてハウステンボスグループとし、パールシーを訪れた観光客の中からハウステンボスを訪れた観光客はパールシーグループから除外した。これはパールシーで配布したアンケート票に「ハウステンボスに行きましたか？」という質問をつけ、「はい」と回答したアンケート票はハウステンボスグループに移動した。そして観光客をハウステンボスグループとパールシーグループに分け、さらに客層を5タイプに分けそれぞれの観光客数とその観光消費額単価を推計した。

2) アンケートの内容

アンケートの内容を表2にまとめた。

① 観光客の5タイプ

アンケートは日帰観光客用と宿泊観光客用のアンケート票をセットにして配布した。

アンケート票を受け取った観光客は日帰観光客なら日帰客用、宿泊観光客なら宿泊客用に記入して投函する。ここで問題なのは宿泊観光客として回答した者の中に他市町村で宿泊し、佐世保市に立ち寄っている観光客である。これは佐世保市にとっては宿泊客ではないため、集計過程でcの立寄宿泊観光客として分類した。

また、bの宿泊観光客（市民）は普通の市町村なら不要な分類と考えられるが、ハウステンボスでは訪れた市民観光客のうちの約1%が宿泊しており、佐世保市は島嶼があるということもあり、市民でも宿泊客として無視できない宿泊客数があった。

- a 宿泊観光客（市民以外）
- b 宿泊観光客（市民）
- c 立寄宿泊観光客
（他市町村で宿泊する観光客）
- d 日帰観光客（市民以外）
- e 日帰観光客（市民）

② 旅行形態

Q5であるが、個人旅行であれば交通費や宿泊費昼食費等それぞれいくらかかったのか観光客自身が把握できる可能性もあるが、団体旅行やパッケージツアーでは合計料金はわかってもその内訳はわからない。そこでそうした観光客のアンケートについては、旅行業者、宿泊業者、飲食業者、観光施設などの事業者から聞き取りをした数値を当てはめた。

③ 昼食費

宿泊観光客用のアンケートの場合、アンケート票を手渡した日を当日とすると前日に宿泊していた人にとっては昼食を佐世保市内で前日と当日の2回とっていた可能性がある。また、当日宿泊する観光客では当日と翌日に佐世保市内で昼食をとる可能性がある。そこで3日分の記

入欄を設けた（最大2日分記入）。

また、市内に連泊している観光客も、基本的には1泊分の平均観光消費額を求める調査であるため1泊分を集計することとした。

④ 消費の場所のチェック

観光客が宿泊や食事をした場所、土産品を買った場所、給油した場所が市町村内なのかどうかかわかるとは考えられない。そこで具体的な店名を記入していただくことで集計の際に市内か市外かを判定した。

3) アンケート結果の総括

回収したアンケート票を順次集計していくことになるが、結果としてハウステンボスグループ、パールシーリゾートグループごとに5つの客層について市内での昼食費（前日、当日、翌日）、夕食費、夕食外費用、土産品代、公共交通費、ガソリン代、駐車場代、有料施設代、体験費用、その他、宿泊費を算出した。これらは目的に応じて組み合わせデータとして使うこともできるし、条件が大きく変わった場合、たとえばハウステンボスの入場料金に大きな変動があった場合などはその部分だけを修正して、数年間は有効な数値として使えるように配慮した。そして、調査項目は「市町村」の観光特性に合わせて設定していく必要がある。

(2) 課題 出張・ビジネス客への対応

佐世保市での調査ではハウステンボスとパールシーを調査地点としたため、そこを訪れない出張・ビジネス客は調査対象外となってしまう。当然出張・ビジネス客であってもハウステンボスまたはパールシーを訪れていれば調査対象となる。このような出張・ビジネス客をどう把握するかであるが、まずは宿泊客の把握が必要である。そのためには宿泊施設で宿泊客に対して「ハウステンボスまたはパールシーに行きましたか？」という調査を行うことになる。

仮に「ハウステンボスに行きました」と答えた旅行者が50%であったとすれば、ハウステン

表2 アンケート票の内容（旅行後に郵送していただく）

宿泊観光客用	日帰り観光客用
Q1：昨日の宿泊先（観光地名及び宿泊施設名又は自宅等）	
Q2：今日の宿泊先（観光地名及び宿泊施設名又は自宅等）	
※宿泊先が当該市町村以外の場合は立寄宿泊観光客に分類	
Q3：属性（性別、同行者数、年齢）	Q3：属性 同左
Q4：住所（市民か否か、市民以外の場合は都道府県も）	Q4：住所 同左
Q5：旅行形態（団体、個人のパッケージ、個人）	Q5：旅行形態 同左
Q6：交通手段（自家用、レンタカー、バイク、自転車、路線バス、貸切バス、JR、飛行機、その他）	Q6：交通手段 同左
Q7：市内での滞在時間（日 時間）	Q7：市内での滞在時間 同左
Q8：他の観光ポイントへ行ったか	Q8：他の観光ポイントへ行ったか
Q9：昨日の昼食（①旅行前対象外②旅行代金に含まれていた③自分で払った④家から弁当⑤食べなかった） ⇒Q9で②または③回答者のみ ・どこで食べましたか（市内、市外、場所または店名） ・費用	Q9：今日の昼食 同左
※旅行代金に含まれていた場合でも追加の飲食がある場合は③にも○を付け合わせて回答する	
Q10：今日の昼食（アンケート票を受け取った日。内容同）	
Q11：明日の昼食（同じく受け取った翌日。内容同）	
Q12：昨日または今日の1日分の夕食（観光地名、施設名） （①旅行代金に含まれていた②宿泊代金に含まれていた③宿泊施設で別に食べた④宿泊施設以外で食べた⑤不明）	Q12：今日の夕食 ・どこで食べたか（①自宅②市内③市外④食べなかった） ・夕食費用（①旅行代金に含まれていた②自分たちで払った③金額） ・食べた具体的な場所
Q13：夕食以外の飲酒、食事の費用	
Q14：土産品代（総額、市内、観光地名）	Q14：土産品代 同左
Q15：交通費 ・市内での交通費（タクシー、バス、電車）	Q15：交通費 同左 ・市内での交通費
Q16：市内で給油したガソリン代（場所、金額）	Q16：市内で給油したガソリン代 同左
Q17：駐車料金	Q17：駐車料金
Q18：当該観光施設の入場料金等（①旅行代金に含まれていた②宿泊代金に含まれていた③有料の施設や乗り物を利用しなかった④支払った（金額）⑤支払わなかった⑥体験料や乗り物等の費用（金額））	Q18：当該観光施設の入場料金等 同左
Q19：その他（市内でのたばこ代、茶菓費用）	Q19：その他 同左
Q20：有料施設利用の有無 ※全体の観光客数を比を使って割り出すための質問	Q20：有料施設利用の有無 ※全体の観光客数を比を使って割り出すための質問
※本アンケートは宿泊客用、日帰り客用合わせて観光客に手渡した。	

表3 観光客一人当たりの観光消費額推計総括表

	観光ポイント名（観光客数 人）					計
	日帰り （市民）	日帰り （市民以外）	立寄宿泊 観光客	宿泊客 （市民）	宿泊客 （市民以外）	
構成率	%	%	%	%	%	100%
観光客数	人	人	人	人	人	人
昼食費（前日）	—	—	—	円	円	円
同（当日）	円	円	円	円	円	円
同（翌日）	—	—	—	円	円	円
夕食費（1食分）	円	円	円	円	円	円
夕食外費用	—	—	—	円	円	円
土産品代（市内）	円	円	円	円	円	円
公共交通費	円	円	円	円	円	円
ガソリン代	円	円	円	円	円	円
駐車料金	円	円	円	円	円	円
有料施設代A	円	円	円	円	円	円
同 B	円	円	円	円	円	円
同 C	円	円	円	円	円	円
体験費用	円	円	円	円	円	円
その他	円	円	円	円	円	円
宿泊料金	—	—	—	円	円	円
計	円	円	円	円	円	円

※この表は一つの観光ポイントを訪れる観光客の観光消費額をまとめたものであり、複数の観光ポイントを調査対象とする場合は本表も複数枚必要になる。本文にあるように優先順位をつけ重複しない数値とする。したがって優先順位2位以下の観光ポイントの観光客数は実際よりも当然少なくなる。

ボスに行った宿泊観光客と同数が出張・ビジネス客としてカウントされるということになる。

ただ、日帰りでの出張・ビジネス客の把握は難しい。客観的に考えると佐世保に来る日帰りの出張・ビジネス客はどこまでカウントするかという問題がある。飛行機であれば東京からでも容易に日帰りで出張ができる。すると、東京や大阪から来る出張・ビジネス客と博多からの出張・ビジネス客を区別する必要があるのかが問題になる。また、東京から佐世保市に来て仕事をして長崎市で宿泊する客も当然いる。こうなってくると観光統計というよりも、社会としての人の移動ということになり、観光客数統

計としてもまた観光消費額としても收拾がつかなくなってしまふ。まずは、市内での宿泊を伴う出張・ビジネス客を推計していくべきである。この点は FECTO モデル（ヨーロッパ都市観光オフィス連盟による観光統計モデル）にならない宿泊客数を観光客数として日帰観光客数を統計の対象から除外すべきである。

おわりに

観光統計は指定統計（政府もしくは地方公共団体が直接または第三者に委託する統計で、行政管理庁長官が特に指定し、その旨を公示する。統計法2条によって指定された統計）にも承認

統計（国の機関および地方公共団体等が行うその他の統計調査について一定規模以上のものは、統計報告調整法により実施者は総務庁長官の承認を得なければならないことが規定されている。その手続を経て行われる統計を承認統計という。）になっていないため、法的拘束力がない。

観光庁、都道府県、市町村、観光施設そして日本観光振興協会などが観光客数や観光消費額を推計するために最初はそれぞれが、ばらばらの手法でおこなってきたものが、今、徐々にまとまりつつある。

本論では前回の論文と合わせ、それぞれがそれぞれにとって「意味のある観光客数・観光消費額」調査をすべきであることを論じてきた。そして、特に「市町村」でのより正確な数値を、より効率的に推計する手法について論じてきた。

これまで述べてきたように、「国」および「都道府県」については『旅行・観光消費動向調査』と『共通基準』がある。「観光ポイント」もそれぞれの売上として計上できる。しかし、「市町村」は規模もその構造も多様であり、一律に論ずることはできない。そこで本論では

観光客数(実数)×観光消費単価＝観光消費額

を基本として、各「市町村」において最も効率的で正確かつ、「市町村」ごとの観光特性に合わせられる推計手法を佐世保市での調査事例を基本にして提案した。

注

- 1) 海老澤（2014）：「観光客数統計の問題点と統計手法に関する研究」長崎国際大学論叢第14巻2014 77-90頁

なお、論点は、次の4点。

- ① 実数と延数のそれぞれの意味と重要性
 - ② 「観光ポイント」、「市町村」、「都道府県」、「国」それぞれの単位での「意味のある観光客数統計」
 - ③ 「観光ポイント」での比を使った観光客数調査
 - ④ 「市町村」での観光収入調査の前段階としての観光客数調査
- 2) 塩谷（2005）：「観光消費の経済効果の推計」社

団法人日本オペレーションズ・リサーチ学会 The Operation Research of Japan 2005年1月号 17-22頁

- 3) 神山（2013）：「観光統計の整備について」法政大学日本統計研究所研究所報 No.42 2013年2月 1-8頁
- 4) 徳田（2009）：「彦根市観光における観光消費額及び経済波及効果」滋賀大学共同研究センター報 2009-Jun No 8 98-106頁
- 5) 我が国の観光統計は観光客を対象にしているものであり、それに出張・ビジネス客をあえて含めてこなかった。

しかし、1994年のWTOは「観光」の定義として次の6分類を提示し、さらにWTOのTSA（ツーリズムサテライトアカウント）のマニュアルでは「本書におけるTourismにはビジネスを含む」とわざわざ注記している。

- ①観光（狭義） ②友人訪問・帰省 ③出張・業務
 - ④保養・療養 ⑤宗教旅行・巡礼 ⑥その他
- 6) 『観光の実態と志向』は日本観光振興協会が毎年調査し発行している。

調査手法は全国の国民（0歳以上）を対象に標本数4,500人（回収率73%）を層化2段無作為抽出法により選び、調査員による訪問留置回収法により実施している（15歳未満については、原則として親の代理記入）。

- 7) 海老澤（1999）：事例研究「大阪府観光統計調査」日本観光協会月刊観光1999年12月号 32-36頁

参考文献

- 1) 社団法人日本観光振興協会（2013）『全国観光動向』3-4頁
- 2) 海老澤昭郎（2006）『佐世保市観光客消費額調査』
- 3) 観光庁（2009）『観光入込客統計に関する共通基準』
- 4) 社団法人日本観光振興協会（1999）『観光地の経済効果推計マニュアル』
- 5) 観光庁（2013）『旅行・観光消費動向調査』
- 6) 観光庁『訪日外国人消費動向調査』
- 7) 長崎県観光統計平成25年（1月～12月）
- 8) 国土交通省総合政策局『我が国の旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究IV（2004年）』